

欧州委員会通達

「2019 年 3 月 30 日の英国の欧州連合離脱に備えて」

COM(2018) 556 final/2（仮訳）

2018 年 11 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部 欧州ロシア CIS 課

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

※禁無断転載

また、仮訳はジェトロが作成したもので、必ずしも EU の正式な見解を反映するものではありません。仮訳に含まれる情報について、欧州委員会はいかなる責任も負いません。

This text is a Japanese translation of the European Commission's publication. The translation is produced by JETRO and the content of this translation may not reflect the official opinion of the European Union. The Commission is not responsible or liable whatsoever with regard to the information therein.

[COM\(2018\) 556 final/2 "Preparing for the withdrawal of the United Kingdom from the European Union on 30 March 2019"](#)

<http://eur-lex.europa.eu>, © European Union, 1998-2018

欧州委員会から欧州議会、欧州理事会、EU 理事会、欧州中央銀行、欧州経済社会評議会、地域委員会及び欧州投資銀行への通達

2019 年 3 月 30 日の英国の欧州連合離脱に備えて

英国による EU 離脱の決定は不確実性を生み出し、混乱を招く可能性がある。

欧州理事会（第 50 条）、2017 年 4 月 29 日¹

欧州理事会は欧州委員会、外務・安全保障政策上級代表及び各加盟国に対し、英国離脱の影響に関して、起こり得るあらゆる結果を考慮しつつ、万端の備えに向けた取組を続けるよう求める。

欧州理事会（第 50 条）、2018 年 3 月 23 日²

欧州理事会は、加盟国、EU 機関及び全利害関係者に対し、あらゆる結果に対して万端の備えをする取組を強化するよう改めて求める。

欧州理事会（第 50 条）、2018 年 6 月 29 日³

要約：

英国の欧州連合（EU）離脱は、英国と EU 双方の市民、企業及び行政機関に影響を与える。この影響は、EU の（新たな）対外国境の新たな管理から、英国発行のライセンス、証明書及び許可証の有効性、さらにはデータ移転の新たな条件にまで及ぶ。

EU は、秩序ある離脱の取決めに合意するべく懸命に取り組んでおり、英国との将来の関係の枠組みを議論することを期待している。

しかし、確実に取決めに合意できるとは限らない。また、仮に取決めに合意できた場合でも、英国の EU との関係はもはや、一加盟国としてのものではなく、根本的に異なる状況に置かれることになる。

そこで、すべての関係者が 2019 年 3 月 30 日の英国の EU からの離脱に備える必要がある。この通達は、万端の備えを強化するようとの EU27 カ国首脳の実請を踏まえて受け止められるべきであり、英国の離脱の影響を受ける可能性のある全ての利害関係者が必要な備えを今すぐ講じることを奨励する。

¹ <http://www.consilium.europa.eu/media/21763/29-euco-art50-guidelinesen.pdf>

² <http://www.consilium.europa.eu/media/33458/23-euco-art50-guidelines.pdf>

³ <https://www.consilium.europa.eu/media/35966/29-euco-art50-conclusions-en.pdf>

1. 背景

英国は EU 離脱を決定した

2019 年 3 月 30 日に⁴、英国は EU を離脱し、第三国となる。

想定されるシナリオに関わらず、このことは欧州の市民、企業及び行政機関に相当な混乱をもたらす。欧州理事会は度々、備えの必要性を強調してきた。2018 年 6 月 29 日には、加盟国、EU 機関及び全ての利害関係者に対して、あらゆる結果に対する万端の備えを行うための取組を強化することを改めて求めた⁵。この通達は、現在行っている備えに向けた取組について説明し、これまでの備えに向けたアクションの概要を示し、今後のさまざまな課題を指摘する。

離脱協定の交渉は現在も進められている

EU と英国は現在、離脱協定の交渉を行っている。交渉官レベルで達した協定文に関する進展は、2018 年 3 月 19 日に報告されている⁶。この進展には、2020 年 12 月 31 日までの移行期間の詳細な取決めが含まれる（下記参照）。さらなる進展については、2018 年 6 月 19 日の EU と英国の交渉官の共同声明で報告された⁷。進展はあったものの、加盟国だった間に英国で保護されてきた地理的表示の「蓄積（stock）」の英国内での保護継続や、加盟国だった間に英国に移転された個人データの保護の基準など、重要な問題が解決されないままになっている。また、現在行われている警察・刑事司法協力に関連した問題も、未解決である。加えて、EU 司法裁判所の役割を含め、離脱協定のガバナンスを取り巻く問題も、依然解決されていない。最後に、将来の関係に関する交渉の結果とは別に、アイルランド島のハード・ボーダー（厳格な国境管理）を避けるための解決策（バックストップ）の合意については、まったく進展がない。

EU と英国は離脱協定案と並行して、EU と英国の将来の関係の枠組みに関する全体的な理解を定める政治宣言の内容について、協議を開始した。

現時点では、EU と英国が 2018 年 10 月に離脱協定に合意し、それに将来の関係に関する政治宣言を添える予定である。これにより、EU 内の締結プロセス（欧州議会の同意を得て EU 理事会）と英国の批准に辛うじて足りる時間が確保できるだろう。

⁴ 英国は 2017 年 3 月 29 日、欧州連合条約第 50 条に従い、EU から離脱する意思を示す通告書を提出した。これは、批准された離脱協定が別途定めるか、又は欧州連合条約第 50 条第 3 項に従い、欧州理事会が英国との合意に基づき、諸条約の適用停止を後の日付とすることを全会一致で決定する場合を除き、EU のすべての一次法及び二次法が 2019 年 3 月 30 日零時（CET）をもって英国への適用を停止することを意味する。現時点で、欧州委員会は、英国が EU 加盟国の地位の延長を要請するかもしれないとの兆しを受け取っていない。

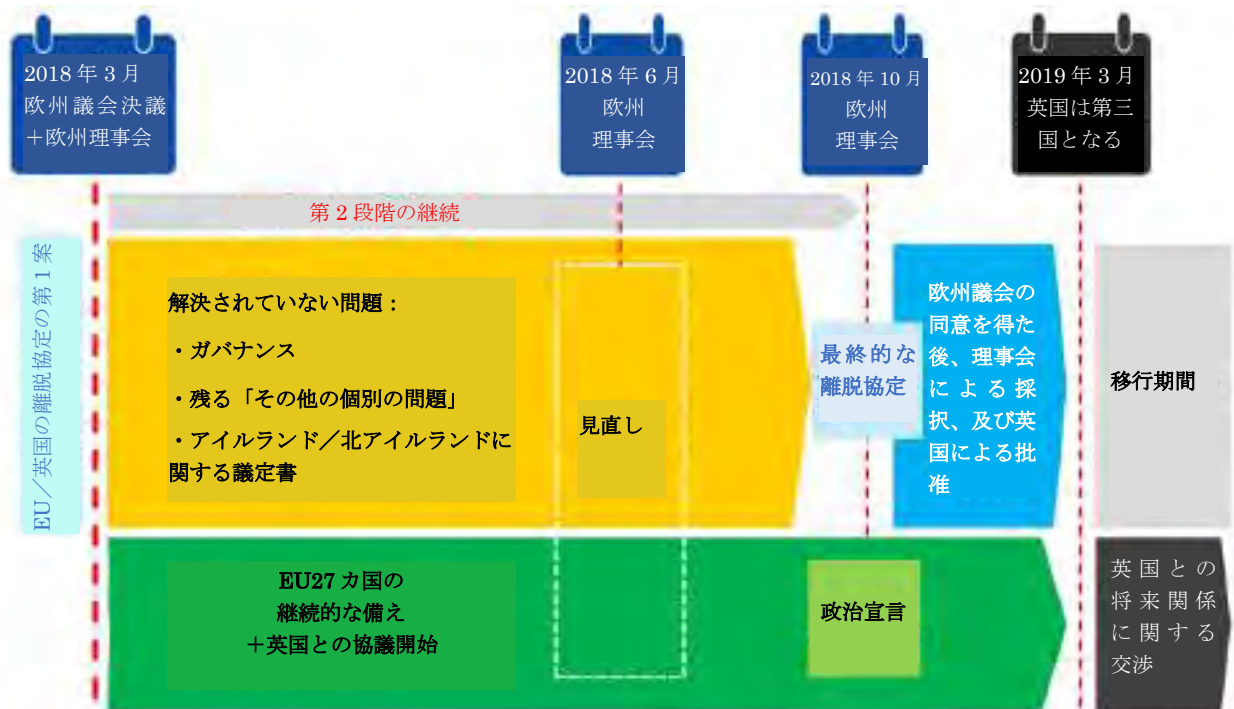
⁵ <http://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2018/06/29/20180629-euco-conclusions-art-50/>

⁶ https://ec.europa.eu/commission/publications/draft-agreement-withdrawal-united-kingdom-great-britain-and-northern-ireland-european-union-and-european-atomic-energy-community-0_en

⁷ https://ec.europa.eu/commission/sites/beta-political/files/joint_statement.pdf

離脱協定の締結と批准は難しいプロセスである

ブレグジット今後のステップ



移行期間があるかもしれない・・・

EU と英国との間で離脱協定案が合意された場合、離脱日（すなわち 2019 年 3 月 30 日）から 2020 年 12 月 31 日までの移行期間が与えられるだろう。移行期間の間は、EU のルール（国際協定を含むいわゆる EU 法の総体系⁸）が、引き続き発展する中で、総じて英国に適用される。ただし、英国はもはや、EU の機関又は専門機関のガバナンスや意思決定には参加しない。移行期間は、EU 法が英国に適用されなくなる日に向けて備えるために、さらに 21 カ月の時間を与える。

・・・しかし、われわれはあらゆるシナリオに備える必要がある・・・

利害関係者、各国及び EU の行政機関は、起こり得る 2 つの主たるシナリオに備える必要がある。

- ・ 離脱協定が 2019 年 3 月 30 日以前に批准される場合、同協定はその日に発効するこ

⁸ 移行期間中は、英国は引き続き、EU が締約国である国際協定から生じる義務に拘束される。EU は協定の他の締約国に対し、移行期間中は英国がかかる協定の目的において加盟国として扱われることを通知する。

とができ、EU 法は **2021 年 1 月 1 日**、すなわち 21 カ月の移行期間終了後、英国への適用を停止する。その条件は離脱協定の中で定められる。

- ・離脱協定に関する**合意がない**場合、又は離脱協定が期限までに当事者双方によって**批准されない**場合、移行期間はなく、EU 法は **2019 年 3 月 30 日**をもって英国に適用されなくなる（「ノー・ディール」又は「クリフエッジ」シナリオとも呼ばれる）。

加えて、離脱協定が批准され、将来の関係に関する協定が移行期間中に無事締結される場合であっても、その関係は一加盟国としてのものにはなり得ない。欧州理事会は一貫して、第三国が加盟国と同じ権利を得たり、同じ利益を享受することはあり得ないと念を押してきた。従って、英国が第三国となることに備えるのは、最も混乱の少ないシナリオにおいても決定的に重要なことである。

…しかも、各シナリオで生じる結果は異なる

シナリオ 1 の主な結果：2020 年 12 月 31 日までの移行期間がある状態で、離脱協定の下 2019 年 3 月 30 日に離脱

- ・英国は第三国となる。
- ・英国での EU 法の適用継続：総じて、移行期間中は EU 法が引き続き適用される。
- ・制度的枠組みからの離脱：英国は 2019 年 3 月 30 日以降、EU の意思決定、EU の機関、及び EU 機関と専門機関の統治に参加しない。
- ・移行期間の管理：英国内の EU 法の監督及び執行に関する EU 機関の役割は継続する。
- ・将来の関係の交渉：EU は将来の関係に関する取決めを英国と交渉する。理想的には、その取決めは移行期間末までに成立し（合意、署名及び批准される）、**2021 年 1 月 1 日**から適用される。

シナリオ 2 の主な結果：離脱協定なく 2019 年 3 月 30 日に離脱

- ・英国は第三国となり、EU 法は英国に適用されなくなる⁹。
- ・市民：英国内の EU 市民及び EU 内の英国市民のための特別な取決めは施行されないだろう。
- ・国境問題：EU は第三国としての英国との国境で、規制と関税を適用しなければならない。これには、税関の検査と管理、衛生植物検疫基準（SPS）、EU の規範の遵守状況の検証が含まれる。英国と EU の間の輸送は、著しく影響を受けるだろう。国境における通関及び SPS は、道路輸送の大幅な遅れや、港湾での問題を引き起こす可能性がある。
- ・貿易と規制の問題：英国は、世界貿易機関（WTO）のルールなど、一般国際公法によって EU との関係が規律される第三国となる。特に、厳しく規制されたセクターでは、現

⁹ その結果、欧州連合の機能に関する条約第 4 部の海外の国・領土（OCT）の連合を規律する特別制度も、英国の OCT に適用されなくなる。

行水準の市場統合に対して大きく後退することとなる。

- ・ 英国との交渉：合意なく離脱に至る状況次第では、EU は第三国としての英国との交渉開始を望む可能性もある。

- ・ EU 資金：英国の事業体は、EU の補助金の受領や EU 調達手続きの参加の目的において、EU の事業体としての資格を失う。施行されている法律の条文に別段の定めがない限り、英国の候補者や入札参加者は拒否される可能性がある。

2. 準備 (preparedness) と緊急事態 (contingency) の違い

40 年以上かけて築いた関係を解消すれば、英国との間で、経済、法律を含むあらゆるレベルでの著しい変化が必然的に生じる。準備によって、英国の決定の結果であるこれらの変化の発生を防ぐことはできないが、その影響の緩和を目指す。EU は、秩序ある離脱について英国と交渉する中で、27 カ国の連合の利益を守ることを目指している。域内の市民、企業及び加盟国も、準備のための行動を取るべきである。それゆえ、準備は、直ちに万端に、かつ、起こり得るあらゆる結果を考慮しながら備えを強化しなければならない。

市民、企業及び加盟国が影響を受ける程度はそれぞれ異なるが、混乱の規模は、離脱協定が発効するかどうかや EU と英国の将来の関係を含む、多くの要素に左右される。

準備とは、起こり得るあらゆるシナリオを想定し、関連性のあるあらゆるリスクを評価し、潜在的な結果への対応や反応を計画することを意味する。対応を計画し、EU 域内の利害関係者や公的機関が可能な限りリスクを緩和できるように確実に期して、取り得る必要な対策はすべて取らなければならない。それゆえ全員が、英国離脱が必然的にもたらす変化に対して備えなければならない。

取るべき行動を定める際、欧州委員会は、準備措置 (preparedness measures) と緊急対応プラン (contingency planning) の異なる 2 種類の措置を区別する。

a) 準備措置

準備措置とは、英国との離脱協定が存在するかどうかに関係なく、英国離脱の結果として取らなければならない措置をいう。

例えば、英国の当局や機関が発行する許可証や証明書に基づいて現在操業する事業者にとって、準備措置は、EU 市場へのアクセス継続を確保するため EU27 カ国の許可証や証明書を申請することを含み得る。加盟国は、新たな国境警備措置の結果生じる追加的な事務負担や、事業者からの EU27 カ国のライセンスや証明書の請求の増加を緩和する措置の検討を望むだろう。

EU レベルでは、準備措置の例は、ロンドンに本部のある分散型専門機関の移転や、英国当局から EU27 カ国当局への任務の再分配が挙げられる。EU の任務や EU 機関の受入れは第三国に委託できないことから、これらは英国との協定に関わらず必要な準備である。

b) 緊急対応プラン

EU 法は変わらない一方、不確実な交渉プロセスのため、あらゆるシナリオを描く必要がある。

緊急対応プランは、英国が離脱協定なく、すなわち移行期間なく EU から離脱した場合に、離脱日（2019 年 3 月 30 日）前後に必然的に生じる影響を緩和するのに必要な措置を想定することで構成される。

緊急対応プランは原則として、必要な長期的調整が施行されるまでの暫定的なものとなる。緊急対応プランは、離脱協定を通じて交渉された秩序ある離脱と同じ成果を達成することとはあり得ず、英国が加盟国である現状を再び作り出すこともできない。

起こり得る最悪の結果に対する緊急対応プランは、交渉への不信感を示すことにはならない。欧州委員会は多大な資源を投じ、協定合意のため大変な努力を傾けている。協定合意は引き続きの目標だが、交渉の結果は予断できない。

緊急対応プランは必ずしも EU レベルの立法行為を伴うとは限らず、権限の領域によっては、加盟国の責任の範疇となる可能性がある。例えば税関の領域では、欧州連合関税法典（UCC）が既に第三国に関する規定を含んでいるため、原則的に法典を修正する必要はない。国レベルの実施に関する緊急対応プランは、通関手続きの完了を待つ車両が長い列を作るリスクに対処する必要があるかもしれない。UCC の法的枠組みの中で、緊急対応プランは協調的に策定及び実施されるべきである。

3. 誰が備えるか

英国離脱に対する準備は、EU 機関に限らない。EU、加盟国、地域、地方レベル、さらには事業者による、共同の取り組みである。離脱に備え、潜在的なクリフエッジシナリオの最悪の影響を緩和するため、あらゆる主体が責任を果たす必要がある。

準備は主として、民間主体、事業者及び専門職のためのものである

英国の離脱は、英国と EU の間で、ハイレベルかつむしろ概念的なレベルで展開しているように見えるかもしれないが、その結果は、市民、専門職及び事業者にとって極めて現実的なものとなる。加盟国経済は、国境を越えて統合されたサプライチェーンや広範な国際サービス提供を有する単一市場のおかげで、相互に緊密に結び付いている。それゆえに離脱は、かかる事業者に大きな影響を及ぼすものとなり得る。

中小企業を含め、あらゆる規模の企業が準備し、今すぐ行動することが重要である。民間主体、事業者及び専門職は、自らの状況に責任を負い、クリフエッジシナリオが自らのビジネスモデルに与える潜在的影響を評価し、必要な経済的決定を下し、2019 年 3 月 30 日までに求められるあらゆる事務的措置を講じ、完了する必要がある。英国離脱の影響を受ける市民も、同様にサービスを提供する公的機関も、2019 年 3 月 30 日に備えるべきである。

潜在的な疑問は、所管する当局に問い合わせるべきである。業界団体——EU レベルおよび国／地域レベルの両方——は、会員、特に中小企業に準備に関する情報を伝える極めて重要な役割を担う。大使館、領事館、住民サービスも、市民への情報提供において似た役割を担う。

この点に関して、第三国に適用される EU の規制の枠組みは既に存在しており、これを利害関係者に知らせるべきという点を思い出してほしい。この規制の枠組みは、離脱日においても変わらない。欧州委員会は、英国が第三国になった際に適用されるルールを再認識させるための通知（Notice）を公開してきた（下記及び付録参照）。

公的機関は、EU と英国の関係を規律する法体系を可能な限り明確にするため支援や指針を与え、27 カ国で構成される EU において円滑に機能し続けることを確保するため、法的枠組みに必要な変更を加えることはできるが、各自の個別具体的な商業上の問題に合わせて法的枠組みを調整することはできない。

多くの企業は、EU27 カ国への移転、もしくは EU27 カ国内での事業の拡張を進めている。（こうした具体的な対策を取っていない）他の企業は、秩序なきブレグジットが自社の事業やビジネスモデルにもたらす影響を警戒している。

一部の事例では、企業は例えば、英国の許可証を EU27 カ国の当局又は機関が発行したものに換える必要性について懸念している。個人の専門職は、英国の免許証を EU27 カ国で発行されたものに換えるか、EU27 カ国で英国の専門職資格の認証を請求しなければならないだろう。それゆえ、専門職には、利害関係者向け通知（下記参照）を通じて、必要な行動をできる限り迅速に取ることを勧めている。

EU、加盟国及び地域の当局および貿易機関は、個人や企業を支援するため、役立つ情報や支援策を公開してきたが、特に中小企業に焦点を当てて、一層努力する必要がある。

EU 域内の販売から、第三国としての英国との貿易へ：新たな手続きに対する準備

国際的な取引業者は、税関申告、衛生植物検疫（SPS）管理などの点で、EU 域外の第三国との貿易が何を意味するかを認識している。また、輸入手続きだけでなく、準拠すべき EU 法、適合性評価手続きなど、第三国から EU 単一市場に商品を持ち込むのに必要な要件も認識している。しかし大部分の企業は、国境のない単一市場内でのみ取引しており、第三国との貿易経験がない。その上、英国の EU 離脱が示す課題は、そのような企業にとって最も大きいことから、こうした企業に手を差し伸べることは特に急務となる。彼らは、第三国と貿易する上で義務となる手続きに、慣れない中で取り組む必要がある¹⁰。

第三国との貿易に関する情報は、欧州委員会のウェブサイトで見ることができる¹¹。さらに、各国政府、例えばオーストリア、アイルランド、オランダは、企業が英国の EU 離脱後に

¹⁰ 衛生植物検疫の問題は、2018 年 6 月 1 日のフードチェーン及び動植物の衛生に関する諮問会議で、EU の業界団体と話し合われた。

¹¹ <http://madb.europa.eu/madb/servicesForSME.htm> 英国に関しては、交渉の結果に応じて、いずれ更新される。

受ける影響及び／又は生じる新たな手続きを評価するのに役立つよう、専用のウェブページを開設している（下記参照）。

加盟国、国内及び地域の当局は重要な役割を担う...

英国が第三国になることが EU 全体に大きな影響をもたらす一方、個々の加盟国が受けるブレグジットの影響は、英国との距離的近さや経済的結び付きの緊密さ、たとえばインフラの共有や、モノ・人の移動の管理に応じて大きく変わる。

加盟国は多くの政策領域で立法権限を EU と共有し、各国及び地域の当局は、EU 法の施行及び執行に責任を負う。国内のルールや利害関係者向けガイダンスへの適応に加え、人員やインフラへの大規模投資（例えば、税関や衛生植物検疫管理、個別の手続きを所管する当局）が必要になる。地域の当局（特に立法権を持つ当局）だけでなく、地方の当局も、準備に携わるべきである。

準備の詳細や実務面は、欧州委員会が主催する技術専門家セミナーの中で、EU27 カ国の専門家によって話し合われる。この非公式セミナーで、欧州委員会が通知の内容などについて説明するプラットフォームとなり、加盟国は懸案となっている問題を提起し、疑問に答え、ベストプラクティスを共有することができる。セミナーは、特定された問題に対し欧州（全体として）の解決策を見出す上で重要である。

EU レベルの議論に加え、複数の加盟国は、国内での法改正や他の法的手段の改定の必要性に関し総合的な調査を行ってきた。事業者が英国離脱に備えるための支援ツールを開発した国もある。

アイルランドのウェブサイト prepareforbrexit.com では、中小企業がブレグジットに対する自社のリスク度合い（exposure）を評価し、関連するイベントや支援に関する情報を見つけることができる。さらに、ブレグジット準備関連の支出（例えば、計画策定、イベント出席、代替りのサプライヤーが必要となる場合の新たなつながりの構築）のため、中小企業に 5,000 ユーロまでの資金を融資している。

オランダ当局は、中小企業向けにウェブベースの「ブレグジット・インパクト・スキャナー」を開設した。英国離脱に関連した潜在的問題へのリスク度合いの評価を行える。

…EU 機関、欧州委員会、EU 専門機関とともに

EU は加盟国の主権を束ね、一貫した枠組みを設けて、加盟国や利害関係者はその中で活動する。しかし、EU は一部の領域（例えば税関、貿易、漁業）で立法を行う独占的権限を有し、他の領域（例えば域内市場、運輸、エネルギー、安全保障）では加盟国と権限を共有するが、準備や緊急対応プランを実施する権限は、多くの場合、意識を高め、関係当事者の議論や準備行動を促進することに限られる。

欧州委員会は、自らの権限内で行動を取ることができる作業領域を以下に特定した。

a) 法改正及び他の手段

1 つ目の作業領域は、英国離脱後の 27 カ国の連合で、EU のルールが円滑に機能し続けることを確保すべく、さまざまなセクターや政策領域において状況に対処するため取らなければならない措置を明らかにする包括的な **EU 法の調査** から成る。

第 1 段階で、欧州委員会は、欧州議会と EU 理事会が採択すべき必要な法改正に焦点を当て、離脱交渉の結果に関係なく改正が必要な 8 つの措置を特定した¹²。今後の予定を考えると、法案について迅速に進展させ、2019 年 3 月 30 日まで十分な時間を残して採択する必要がある。

重要な点として、現行の EU 法における英国又はその機関及び主体への言及をすべて改正又は削除する法的必要性はないことを強調する。そのような言及は、離脱後に古くなり、重複するだけである。将来他の理由で、関係する法律行為が見直される又は更新されるときに、関連する修正を行うことができる。

さらに、欧州委員会は、実施規則や委任規則の採択といった基本的立法手段の中で、欧州議会及び理事会から受ける権限付与を活用して、必要な追加措置を講じることができる。この領域は現在、欧州委員会が精査を行っている。

英国離脱の結果必要となる法改正の例

・EU の WTO 譲許表に含まれる英国と EU27 カ国の関税割当の分配に関する提案。この提案は、他の WTO 加盟国と交渉するため、(EU) 理事会に交渉権限付与を求める勧告を伴う（権限付与は理事会が 2018 年 6 月 26 日に採択済）。分配は、27 カ国の EU と英国の双方にとって、法的確実性と関税割当に基づく円滑な輸入業務の継続を確保するため必要な改正である¹³。

・自動車などの分野で EU 型式認証制度を補完する規則の提案。これにより、英国の型式認証の保有者は、従前の英国の型式認証の状況で提出した文書とテスト報告に基づき、同一の型式について、EU27 カ国の型式認証当局に新たな型式認証を申請できる¹⁴。

・エネルギー効率に関して、EU の 2030 年目標（百分率表示）の絶対値への換算は、英国の離脱を考慮して改定する必要がある。

・自国民が加盟国の対外国境を通過する際にビザの保有を義務付けられる国と、自国民が 3 カ月以内の滞在にビザ要件を課せられない国を両方挙げた現行規則の改正。英国はいずれか一方のリストに位置づけられるはずである¹⁵。

・北海－地中海回廊の配置を調整し、アイルランドと回廊の大陸部分を接続する新たな

¹² https://ec.europa.eu/info/files/brexit-legislative-preparedness-proposals_en

¹³ COM (2018) 312 final

¹⁴ COM (2018) 397 final

¹⁵ この決定は、交渉の結果に応じて、(EU) 理事会が行う。

航路を設計するため、「コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティー (CEF)」に関する規則を改正する提案。

・ 2 つの認定機関の定期評価参加任務を英国から EU27 カ国に確実に移転させるため、船舶検査及び調査機関向けの共通ルール及び基準に関する規則を改正する提案。

欧州委員会は、欧州議会及び理事会が上記の英国離脱に関連する提案を優先的に取り扱うように要請する。

b) 欧州委員会部局が作成する準備通知

加盟国又は利害関係者が対策を講じる必要のある領域については、欧州委員会は 2017 年末に、EU からの英国離脱の法律上及び実際上の影響を示した多数の**技術的通知 (technical notice)** の発行を通じた認識の向上を開始した。通知は、欧州委員会の部局 (Commission services) が作成し、関連する場合は所管する EU 専門機関の協力を得た。すべて Europa (欧州委員会) のウェブサイトに掲載され¹⁶、一般公開されている。

通知は、当該セクターを取り巻く状況が離脱後にどうなるかを示す。離脱協定なき離脱後に広がると予想される事実及び法律上の状況のみに基づいており、交渉の結果や個別セクターのルールに生じる影響に対する解釈は含まない。英国との離脱協定締結又は関係法の改正によって、法的状況がさらに変わる場合、改定されるか、もはや関連性がなくなるときは撤回される。

欧州委員会は今日までに 68【ジェットロ注：11 月 19 日現在 78 まで拡大】の通知を発行し、健康と食品安全、運輸、金融安定と金融サービス、環境、域内市場、税関、民事司法、会社法及び専門職資格などの領域をカバーしてきた。一部の領域では、通知に質問と回答が添えられており、個々の欧州委員会総局及び部局又は EU 専門機関のウェブサイトで公開されている。

c) EU 専門機関及び諸機関の移転プロセス

制度上の問題や予算問題は、欧州委員会が必要性を調査している他の重要領域で、既に必要な措置を講じたケースもある。一例は、**ロンドンに本部を置く 2 つの専門機関**——欧州医薬品庁 (EMA) と欧州銀行監督庁 (EBA) ——の移転である。2019 年 3 月 30 日までに、それぞれアムステルダムとパリに移転し、業務を行う。

他にも、英国が EU から離脱する結果、**任務の移転又は再配分**が必要となる同様のケースがある。例えば、ガリレオ・セキュリティ監視センター (GSMC) の移転や、英国に所在する EU リファレンスラボラトリーの任務 (一定の動物疾病や食品安全) を EU27 カ国のラボラトリーに再配分することである。上記のとおり、移行期間の取決めがある場合でも、離脱日以後にこうした EU の任務や EU 機関の受入れを第三国に委託することはできない

¹⁶ https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness_en

ため、移転及び再配分の作業は 2019 年 3 月 30 日までに完了しなければならない。

d) 他の作業領域

欧州委員会は他の作業領域にも取り組んでおり、対内準備の極めて現実的な側面が含まれる。具体的には、**データベース及び IT システム**並びに英国がもはやアクセス権を持つべきでない他の通信・情報交換プラットフォームの遮断と調整である。

さらに欧州委員会は、**対外準備**——特に EU が締約国であり（EU 単独で、EU 加盟国と共同で、EU 加盟国を通じてのいずれにせよ）、EU 法がカバーする広範囲に及ぶ政策領域で施行されている国際協定に対して、離脱がもたらす影響——に関する必要性を分析している。EU は、英国離脱をめぐる現在の交渉の結果に関して十分な確実性を得次第、国際的パートナーに英国離脱を通告する方針である。

最後に、英国の欧州委員会代表部（Commission Representation）は閉鎖され、2019 年 3 月 30 日に駐英**欧州連合代表部（Delegation of the European Union in the United Kingdom）**が開設される。

4. 結論

英国の EU 離脱に備えることは、いずれのシナリオを辿るにせよ、すべての者にとっての問題である。離脱は両者の関係を変え、27 カ国の EU の市民と企業に大きな影響を与えるが、一部は救済不可能である。

それゆえ、必要な行動を適時取り、しかもあらゆる者——市民、企業、加盟国及び EU 機構——が、態勢を整え、離脱がもたらす悪影響を最小限に抑えるのに必要な措置を講じることが重要である。

欧州委員会は、離脱日までに法を施行できるように、欧州議会と EU 理事会に対し離脱関連法案を優先的に取り扱うように要請する。

欧州委員会は最優先課題として、準備作業を継続及び強化する。27 の加盟国と、その市民及び企業に最も役立つように、交渉の進展に適応する用意がある。状況は、2018 年 10 月の欧州理事会（第 50 条）後に、見直しを行う予定である。

セクター別の準備、課題、行動の説明

運輸（航空含む）ーブレグジットへの準備

輸送方法（航空、道路、鉄道、海上、内陸水路）に応じて、EU は安全、保安、EU 市場へのアクセスに関してルールを定めている。ルールは通常、EU の事業者と第三国の事業者を区別し、EU の要求事項を遵守するものにアクセスを与える。

EU の運輸業者は、英国の地位が加盟国から第三国に変わることが業務に影響するかどうかを慎重に評価し、必要な準備措置を講じるべきである。

欧州委員会は、運輸の領域で **10 の通知**（航空輸送、航空安全、航空・海上保安、道路輸送、鉄道輸送、船員資格、海上輸送、消費者保護と旅客の権利、内陸水路輸送、工業製品）を公開してきた。これらは、EU の法及び規制の枠組みからの英国離脱の影響を明確な言葉で説明している。例えば航空安全の領域では、特段の取決めがない場合に、適応することが求められる基本的状況について、利害関係者に必要な明確性を与える。

欧州委員会は近い将来、いかなるシナリオでも変更が必要となる、現行規則を改正する **2 つの提案**を採択する。船舶の検査及び調査に関する義務を委託する組織の EU レベルの認証に関する規則の改正は、法的確実性を高め、影響を受ける船主の事業の継続性を確保し、EU27 カ国の国旗の競争力を保護する。「コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティー」を設立する規則を改正する提案は、英国離脱後の状況の是正を目指す。英国の輸送インフラが EU 内に位置しなくなった際に、EU のネットワークの接続性の継続を確保するためである。

税関－ブレグジットへの準備

英国が第三国になる際、別段の取決めがない場合において、EU 域内の税関当局、すなわち各国税関当局は、英国からの輸出入の両方に EU のルールを執行しなければならない。これは、貨物に対する税関申告の提出や、法令遵守を確保するための関連する管理など、非 EU 諸国との貿易に現在適用されている手続きが適用されることを意味する。関税や租税（特に付加価値税や物品税）も計算しなければならない。これは、英国と他の EU 諸国との貿易に、こうした手続きや費用が国境で適用されない現在の状況とは対照的である。

通関手続きは、企業にとっては追加的な文書及びデータ要件、税関にとっては取扱いと通関管理、そして双方にとってインフラの必要性（適切なリスクベースの管理を可能にする IT と物理的インフラを含む）の面で、影響が生じる。

すべての利害関係者は、英国発及び英国行きの貨物に通関手続きと管理を課せられる状況に備えるべきである。

各国当局は、特に職員の新規採用の計画等による、この新たな状況への準備を開始している。

欧州委員会の側では、現行の法的枠組みと適用を慎重に点検してきた。利害関係者に通知を発行する活動と並行して、第三国との貿易に関連する EU 法の義務について、加盟国に警鐘を鳴らす取り組みにも注力してきた。認知度向上と問題特定のための技術的セミナーを EU27 カ国とともに開催し、特に欧州委員会の貿易窓口グループ (Trade Contact Group) を通じて、利害関係者との協議が行われてきた。

EU の税関当局は、洗練され、効果的に結び付いた IT システムに大きく依存する。欧州委員会は、英国の地位の変化を反映し、EU レベルおよび加盟国内双方で適切な変更を確実に行うことができるよう対応を開始している。

最後に、欧州委員会は、英国の共通通過条約 (Common Transit Convention) への加入を促進している。これは重要な貿易円滑化措置で、税関の監視の下、異なる司法権をまたぐ貨物の移動を相当程度自由に行うことが可能になる。EU のある場所から他の場所へ、英国経由で移動する貨物の場合、特に関連性が高い措置である。

金融サービスブレグジットへの準備

長年にわたり、英国は全般的に、特にロンドンのシティが重要な金融サービスセンターとなってきたが、これは単一市場のおかげでもある。第三国からの事業者も含む多くの事業者が英国で設立し、EU 金融サービス法で認められたパスポート権に基づいて、単一市場の他の場所で操業する。

このパスポート権は、離脱後にはなくなる。これは、英国から EU27 カ国への金融サービスの提供が、EU の顧客に関する EU 法および各加盟国の国内法的枠組みにおける第三国管理制度により規制されることを意味する。単一市場へのアクセスはなくなる。あらゆる金融サービス部門の事業者は、今のビジネスモデルに混乱を起こさず、顧客へのサービスを続ける立場を確保するためには、このシナリオに備える必要がある。契約との関係では、現時点で、契約の継続性に結び付いた一般的性質の問題はないようだ。原則として、離脱後であっても既存の義務の履行は継続できるからである。ただし、各種の契約を別個に点検する必要がある。

欧州委員会はこの領域で、8 つの通知を発行してきた。欧州監督機関 (ESA) は一連の意見を通じて、広範に及ぶ追加ガイダンスを各国の主管官庁と市場参加者に提供してきた。欧州委員会はまた、英国離脱後の潜在的な金融安定面の影響に対応すべく、現行の監督取決めの一部に修正を提案してきた。共同立法者は、かかる提案¹⁷ をできる限り速やかに採択することが勧められる。

金融安定に対する潜在的影響を踏まえ、イングランド銀行と欧州中央銀行が共同議長を務める技術作業部会が設置され、金融サービス領域で 2019 年 3 月 30 日前後の時期のリスク管理に焦点を当てて、定期会合を開いている。他の当局も個別の論点ごとに分析に参加している。同部会は作業について、欧州委員会と英国の所管官庁に報告することとなっている。

¹⁷ COM (2017) 331 final and COM (2017) 536 final.

食品安全－ブレグジットへの準備

英国が第三国になり、別途定める取決めがない場合、動物、植物及びそれらの製品に関する衛生植物検疫（SPS）の条件及び管理に関して、英国に対し他の第三国と同様に厳格な EU ルールが適用される。

英国から EU への動物、植物及びその製品の輸入に関しては、下記のルールが適用される。

- ・関連する農産食品に関する SPS の条件と、対応する認証管理要件が満たされれば、貿易を行うことができる。
- ・生きた動物及び動物製品（動物由来の食品を含む）並びに特定の植物及び植物製品のあらゆる移動について、EU ルールが求めるとおりには海港、空港又は陸路の国境検査所（BIP）を通過できるように、物理的インフラを設置しなければならない。既存の検査所のキャパシティの拡張や、新たな検査所が必要になる可能性がある。

事業者の認識を高めるため、10 の通知が発行されてきた。同様に、EU27 カ国との技術専門家セミナーや利害関係者との会合が開催された。

医薬品－ブレグジットへの準備

EU 医薬品法は、医薬品の販売許可保有者が EU 域内で設立されることを義務付けている。また、第三国で製造された医薬品は、輸入後直ちに個別の統制を受ける。

販売許可保有者及びサプライチェーン内の事業主体は、特に EU 内で必要な検査施設を利用できるように確保することで、この状況に備えなければならない。

欧州委員会の部局は、欧州医薬品庁と緊密に協力し、1 つの通知と、指針を与える追加の質問・回答（Q&A）文書をいくつか発行してきた。加えて、EU27 カ国との技術専門家セミナーや利害関係者との会合を開催した。さらに、欧州医薬品庁は、より幅広い準備計画立案の一環として、重要医薬品の調査を実施した。

個人データ―ブレグジットへの準備

個人データは現在、GDPR（一般データ保護規則 2016/679）が尊重される場合において、EU 加盟国間で自由に移動できる。EU 法が英国に適用されなくなれば、EU から英国への個人データ移転は依然可能だが、EU 法に定められた特定の条件が課されることとなる。

現在英国に個人データを移転している企業や加盟国当局は、これが第三国への個人データ「移転」になると認識し、関連する EU 法の規定の下、許容され得るかどうかを調査すべきである。英国の個人データ保護の水準が EU のそれと本質的に同等であれば、欧州委員会は、英国への個人データ移転を制限なく行うことができる十分性決定を下すだろう。ただしこの決定は、英国が第三国になってはじめて下すことができる。それゆえ企業は、十分性決定がなくても、引き続き移転を行えるように確保する措置の必要性について評価すべきである。加盟国のデータ保護監督当局は、企業のこの取組を支援すべきである。

専門資格―ブレグジットへの準備

EU 法は、EU 市民が他の EU 加盟国で取得した専門資格の円滑な認証を定めている。

英国で取得した専門資格を保有する市民は、英国が加盟国である間に EU27 カ国で専門資格の認証を受けることの適否を検討すべきである。

欧州委員会は、規制対象の専門職と専門資格の認証に関する EU のルールにつき、通知を発行した。特に、ブレグジット前に英国の専門資格を取得した EU 市民に対し、2019 年 3 月 30 日以前に認証を取得する必要性について、関連する各国当局に相談するように助言している。

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシア CIS 課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1 丁目 12 番 32 号

Tel. 03-3582-5569